

神戸市第1種助産施設補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法第36条に規定する助産施設のうち第1種助産施設等に入所した妊産婦にかかる助産費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、第1種助産施設とする。ただし、緊急やむを得ない事由により市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(交付基準)

第3条 この要綱により交付する補助金の額は、予算の範囲内において、措置費の支弁基準適用分以外で、次に掲げるものを対象として、妊産婦1人について入所期間中1日10,000円を限度として積算した額とする。

- (1) 分娩介助料。ただし、分娩児1人につき20,000円を限度とする。
- (2) 新生児保育料。ただし、分娩児1人当たり1日につき5,000円を限度とする。
- (3) 衛生材料費。ただし、妊産婦1人につき20,000円を限度とする。

(申請等)

第4条 補助金を受けようとするものは、別に定める申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の支給を行うときにあつては、神戸市第1種助産施設補助金支給決定通知書(様式第2号)を、補助金の支給を行わないときにあつては、神戸市第1種助産施設補助金不支給決定通知書(様式第3号)を当該申請者に送付しなければならない。

3 市長は、同条第2項による補助金の支給決定後、申請者の指定する振込口座に補助金を支給するものとする。

4 市長は、補助金の交付に際し、必要な条件を付することができる。

(調査)

第5条 市長は補助金の交付を受けたもの(以下「受給者」という。)に対して補助金の執行状況等について必要な書類、帳票を調査し、報告を求めることができる。

(補助の取消等)

第6条 市長は、受給者が次の各号の一に該当する場合には既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。

(2) その他条件に違反したとき。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関して必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、昭和53年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、昭和55年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月14日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、昭和56年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月19日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、昭和57年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月13日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、昭和58年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月2日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、昭和59年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、昭和60年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月5日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、昭和61年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月15日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、平成4年度措置したものから適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、平成15年度入所したものから適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、平成18年度入所したものから適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、平成20年度入所したものから適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、令和3年度入所したものから適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の神戸市第1種助産施設補助要綱の規定は、令和4年度入所したものから適用する。